



## 代議員選挙規程

2025年3月28日 第7回理事会承認

### (目的)

第1条 一般社団法人日本原子力学会（以下、「本会」という）定款（以下、「定款」という）第5条の規定に基づき、代議員の選挙について必要な事項を定め、公正かつ円滑に選挙を実施することを目的とする。

### (選挙)

第2条 代議員の選任をおこなうため、正会員による選挙をおこなう。

### (代議員の定数)

第3条 代議員の定数は、定款で定めた数とする。

### (選挙管理委員会)

第4条 選挙を公正に執行管理するため、理事会により会員の中から選任された委員5名による選挙管理委員会を置く。委員長は、委員の中から互選により決定する。

2 理事会は、次期代議員の任期に合わせて適切な時期に必要な事務をおこなうよう選挙管理委員会を発足させ、選挙管理委員会は選挙に必要な事務をおこなう。

3 理事は選挙管理委員を兼任しない。

4 選挙管理委員の任期は、理事会が選挙管理委員会を発足させてから 2年間総会終了までとする。

### (候補者の推薦)

第5条 代議員の候補者は、各部会・支部の推薦する正会員、または正会員30名以上の推薦する正会員とする。推薦者は複数の候補者を推薦することができる。

2 各部会・支部の推薦候補者数は、原則として選挙実施年度の前年度末の各部会・支部の所属会員数に応じて配分し、選挙管理委員会が割り当てる。

3 部会および支部の推薦候補者の数は、各2名以上とし、その会員数が600人を超える場合には、300人に対し1人を追加する。

4 選挙管理委員会の委員は、候補者になることができない。

### (投票)

第6条 投票用紙は、正会員に配布する。

2 正会員は、投票用紙に記載した候補者氏名の中から信任とする者を確認し、学会事務局に返送することにより投票をおこなう。

- 3 書面による投票に代えて投票の一部または全部を Web 上での電子投票により実施することができる。
- 4 有効投票総数の 2/3 以上の信任投票のあった者を当選者とする。

(当落基準)

第 7 条 信任された候補者数が定款で定める定数を超過している場合、次の基準により当落を決定する。

- (1) 信任投票数の順に代議員定数に達するまでを当選とする。
- (2) 最下位に信任投票数が同数の候補者が複数いる場合は、学会会員期間が長い候補者を当選とする。

(選挙結果の報告)

第 8 条 選挙管理委員長は、代議員の選挙後、その結果をすみやかに会員および理事会に報告しなければならない。

(任期中の代議員の異動)

第 9 条 部会・支部からの推薦を受けた代議員が部会・支部を辞めても、代議員の資格は継続する。

- 2 退会等により欠員が出た場合は、代議員総数が定款に定められた最小の定員を下回らなければ欠員選挙はおこなわない。下回った場合、定款にしたがい欠員選挙をおこなう。

(例外処理)

第 10 条 この規程および関連する規程等に定めのない事態が生じたときは、選挙管理委員会は、関連する規程等の趣旨を尊重して適切な処置をとることができる。

(改定)

第 11 条 本規程の改定は、総務財務委員会が起案し、理事会が決定する。

## 附則

- 1 平成 12 年 1 月 27 日 第 419 回理事会制定
- 2 改定履歴
  - ① 平成 12 年 5 月 24 日 第 42 回通常総会承認
  - ② 平成 13 年 11 月 27 日 第 438 回理事会承認
  - ③ 平成 16 年 12 月 16 日 定款変更により評議員から代議員に名称変更
  - ④ 平成 22 年 10 月 1 日 第 512 回理事会承認
  - ⑤ 平成 23 年 3 月 22 日 第 515 回理事会承認
  - ⑥ 平成 25 年 11 月 26 日 第 4 回理事会承認
  - ⑦ 平成 26 年 1 月 30 日 第 5 回理事会承認
  - ⑧ 平成 28 年 5 月 24 日 第 8 回理事会承認

⑨ 平成 29 年 11 月 28 日 第 5 回理事会承認

⑩ 2021 年 3 月 23 日 第 7 回理事会承認

⑩⑪ 2025 年 3 月 28 日 第 7 回理事会承認

#### 附則

- 1 平成 22 年 10 月 1 日改定の規程は、新法人認可申請日から施行する。(新法人認可申請日以降に本規程に基づき選挙等をおこなうことができるものとする。新法人の最初の代議員の任期は、一般社団法人としての登記日からとする。)
- 2 平成 23 年 3 月 22 日改定の規程は、理事会承認の日から施行する。
- 3 平成 25 年 11 月 26 日改定の規程は、理事会承認の日から施行する。
- 4 平成 26 年 1 月 30 日改定の規程は、理事会承認の日から施行する。
- 5 平成 28 年 5 月 24 日改定の規程は、理事会承認の日から施行する。
- 6 平成 29 年 11 月 28 日改定の規程は、理事会承認の日から施行する。
- 7 2021 年 3 月 23 日改定の規定は、理事会承認の日から施行する。
- 8 2025 年 3 月 28 日改定の規定は、理事会承認の日から施行する。